

令和 3 年 度

教育委員会定例会（2月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和4年2月16日(水) 10時00分から11時20分まで
四條畷市役所 東別館2階 203会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	河田 文
委 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	木村 実
教育部副参事兼学校 給食センター所長	賀藤 久道	学 校 教 育 課 人 権 教 育・教科指導担当課長 兼教育センター長	花岡 純
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	生 涯 学 習 推 進 課 長	安田 美有希
青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦	教 育 部 上 席 主 幹 兼 主 任 (生涯学習推進担当)	村上 始
公 民 館 長	神本 かおり	図 書 館 長 兼 主 任 兼 田 原 図 書 館 主 任	田中 学

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 木邨 勇貴

5 付議案件

議案 第4号	教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第5号	四條畷市教育長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第6号	四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第7号	四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第8号	四條畷市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定について
議案 第9号	四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程の制定について
議案 第10号	四條畷市立公民館処務規則を廃止する規則の制定について
議案 第11号	令和4年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理について
議案 第12号	令和4年度学校管理職人事の内申について

植田教育長

只今から、2月の教育委員会定例会を開催いたします。
四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、議事録署名者の指名を行います。
本日の議事録署名者は、佶委員にお願いいたします。
それでは議事に入ります。

議案第4号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。
事務局から本件の内容説明を願います。

板谷教育総務課長

議案第4号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。

提案理由といたしましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を整理するとともに、教育長が臨時に代理できる事項を追加するため本案を提案しました。

内容は新旧対照表で説明させていただきます。

先ず、第1条の各号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項の内容や本市条例との整合に加え、他市教育委員会の状況等を踏まえ、整理いたしました。

具体には、第3号について、1件4,000万円以上の教育財産と記載しているところを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例と整合するよう、1件2,000万円以上の教育財産へと改めます。

次に、第4号の府費負担教職員の任免その他の進退に関する内申について、校長を対象としていたところ、他市状況に照らし、教育の成否に大きく関わる校長及び教頭へと対象を改めます。

次に、第6号について、法の趣旨に照らし、事務局及びその他教育機関職員の課長級以上職員の任免を追加します。

次に、第7号の事務局及びその他教育機関職員の分限及び懲戒について、対象となる職員の範囲を明確にするため、記載を改めます。

次に、旧規則の第8号については、第1号の学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることに含まれるとの考えから、記載を削除します。

次に、第9号の規則の制定又は改廃としている部分について、法に則り規程の制定、改廃についても教育委員会の議決を要するよう、記載を改めます。

次に、第15号について、法に則り、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関することに議決を要するよう、追加しております。

次に、第16号の請願及び陳情に関することについて、教育委員会会議規則第13条に処理規定を設けておりますが、方針決定に教育委員会の議決を

	<p>要する旨、追加しております。</p> <p>最後に、第2条第2項に関し、緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がない時に、予め議決を経ることなく教育長が委員会の権限に属する事務を臨時に代理することができる規定を設けました。こちらは、緊急時の補正予算の市議会の上程など、速やかに処理すべき事柄が生じた場合を想定したものです。</p> <p>最後に、附則として、施行は公布日といたく考えております。</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本件について、質疑等ございましたらお願いします。</p>
山本教育長職務代理者	<p>第1条16号の請願及び陳情に関することという部分がありますが、これについての他市状況を教えていただきたい。</p> <p>というのは、請願及び陳情は市民から提出され、確かに重要なものですが、陳情の中身が多岐にわたる場合があります。それをすべて教育委員会で扱うのかという部分と、もう一つは、教育委員会の所掌と齟齬がある陳情もあると思いますので、他市がどうなっているのか分かる範囲でお願いします。</p>
板谷教育総務課長	<p>他市の状況について、近隣では守口市、枚方市、大東市、また、吹田市で同様の規程を設けられている状況です。</p>
阪本教育部長	<p>それに加えて、本市には市長の意見箱という制度がございます。</p> <p>一般的な市長へのお願い、教育委員会へのお願いというのは、こちらで対応しています。これらは、教育長合議で市長決裁、または市長決裁により処理しており、本件は、請願及び陳情として線引きしています。</p>
植田教育長	<p>その他、ご意見ございませんでしょうか。</p>
山本教育長職務代理者	<p>第2条2項について、特に緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないことと書かれてますが、具体的に想定される事案はどのようなものでしょうか。</p> <p>また、これまではどのように対応をされてきたのでしょうか。</p>
板谷教育総務課長	<p>想定される事案としては、例えば国の補正予算により補助金が緊急で出てきたような場合、それを活用するため、本市においても市議会に補正予算を上程するといったケースが考えられます。</p> <p>これまでは、教育長専決により市議会に上程させていただいておりました。</p> <p>今回、本規定を整備することにより、より適正な事務執行となり、報告の仕組みが補完されます。</p>

植田教育長	他にご意見はございませんでしょうか。
佃委員	<p>第1条15号の点検評価について、教育振興基本計画がいよいよ施行されますので、その前に本項目が入ったことは意義あることだと思っています。</p> <p>一方、これまで以上に点検評価が大事になりますし、議会への報告に至るまでの各種取組みを考えておられると思います。今後の流れを教えてください。</p>
板谷教育総務課長	<p>点検評価に関しましては、法律により実施が定められており、今後は新たな教育振興計画の施策体系に沿って実施していくことになると思います。</p> <p>今回、計画の中に各種指標を設定いたしましたので、今後は施策の効果検証や進捗管理に活用することができます。教育総務課で定期的に検証の場を設け、点検評価に組み込んでまいります。</p>
植田教育長	他にご意見ございませんでしょうか。
山本教育長職務代理者	<p>第2条の2に関してですが、規則の条文として、教育委員会を招集する時間的余裕がないことと書かれており、一般的に緊急を要する事態と分かるのですが、教育委員会を開く暇がない時に教育長がほとんどの教育委員会の権限を教育長の資格で執行できるというふうにも読むことができます。</p> <p>実際にはありえないと思っておりますが、運用は限られた部分でということをお願いをしたいと思います。</p>
板谷教育総務課長	第1条の各号に、教育委員会で議決をとらないといけない事務を定めております。これらが掲げられている趣旨を法に照らして理解しながら、むやみに本条を適用することのない運用を心掛けるとともに、きちんとご報告の場を設け、そういったことが起こらない体制作りに努めてまいります。
尾崎委員	今お答えいただいたことでほぼ十分ですが、第2条3項にありますように、その都度すみやかにという文言が入っておりますので、日程調整等もあろうかと思いますが、報告を速やかにしていただく。このことが、第2条2項に対する懸念を担保することになろうかと思いますが、運営上よろしく願いいたします。
植田教育長	<p>教育委員会は合議制の執行機関ですので、私も含め、これはきっちり進めていきたいと思っています。</p> <p>その他ご意見はございませんか。</p>

(「なし」の声)

ここでお諮りいたします。

議案第4号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり可決することに決しました。

植田教育長

それでは、次に移ります。

議案第5号 四條畷市教育長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明を願います。

板谷教育総務課長

議案第5号四條畷市教育長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。

提案理由といたしましては、教育長の職務代理者が教育委員会事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合における、委任できる事務局職員の整理を行うため、本案を提案しました。

内容は新旧対照表で説明させていただきます。

第3条について、職務代理者は、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら教育委員会事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合、その職務を教育部長に委任することができるとしているところ、他規則と整合を図るため、次の順序により教育委員会事務局の職員に委任することができるとし、第一順位に教育次長の職にある者、第二順位に教育部長の職にある者を定めたく、記載を改めます。

加えて、第3条第2項に掲げる、委任することができる職務について、引用規則の名称を正しいものへと記載を改めます。

最後に、附則として施行は公布日といたく考えております。

植田教育長

ありがとうございます。

本件について、質疑等ありましたらお願いします。

(「なし」の声)

ここでお諮りいたします。

議案第5号 四條畷市教育長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議がないようですので、議案第5号については、原案のとおり可決することに決しました。

植田教育長

それでは、次に移ります。

議案第6号 四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明を願います。

板谷教育総務課長

議案第6号四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。

提案理由といたしましては、教育委員会事務局の機構改革により事務分掌等を見直すことに伴い、四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提案しました。

内容は新旧対照表を用い、主要な部分を抽出して説明させていただきます。

まず、第2条第1項の部及び課の設置について、機構改革による課の再編及び名称変更を受け、教育センターの課名を教育支援センターへ改め、生涯学習推進課を削除し、新たにスポーツ・文化財振興課及び文化・公民館振興課を追加します。

次に、第2条第2項として、学校給食センター及び図書館を教育部に属する施設に追加し、組織の位置づけを明確化します。

次に、第4条第1項に教育次長の役割を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定と整合を図るため整理します。

次に、第6条の表教育部の部教育総務課の項第13号にあった義務教育教材の補助金に関することについて、機構改革に伴う所管変更により、学校教育課の項へと移動させます。

次に、学校教育課及び教育支援センターの項について、機構改革に伴う課の再編により事務分掌を改め、各号の内容を改めます。

具体には、教育の研究及び研修、教科用図書採択事務及び学校の情報教育と整備に関することを教育支援センターの項へと移動させます。

続き、社会教育部門について、機構改革に伴う課の再編により、生涯学習推進課の項を削り、代わりに、スポーツ・文化財振興課及び文化・公民館振興課の項を新たに加え、それぞれの事務分掌を整理します。

具体には、生涯学習推進課の文化財及びスポーツ推進に関することをスポ

	<p>ーツ・文化財振興課の項へ、文化振興及び後にご説明します、公民館処務規則に規定する事務分掌を文化・公民館振興課の項へと移動させます。</p> <p>その他、各課の内容について、事務の現状に応じた整理と必要に応じた表記の修正を行っています。</p> <p>最後に、附則といたしまして、施行は令和4年4月1日といたく考えております。</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本件について、質疑等ありましたらお願いします。</p>
尾崎委員	<p>文言上の問題で、学校教育課の所管する6号及び11号につきまして、「児童生徒」というふうが続いて表記がなされておりますので、これについては前のように、「児童及び生徒」となされるか、点を入れていただく方が良いのではないかと思います。</p> <p>それから、続いて教育総務課から学校教育課に移動する事務ですが、14号の義務教育教材の補助金に関する内容は、どのような内容になりますか。</p>
板谷教育総務課長	<p>補助金を活用して進める理科実験用具の整備に関することになります。</p>
尾崎委員	<p>これに限定されるということでしょうか。</p>
板谷教育総務課長	<p>はい。その他の備品に関しましては、教育総務課の14号、学校の用途に関すること、また、15号、学校の教具その他施設の整備に関することに含まれます。</p>
尾崎委員	<p>ありがとうございます。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長	<p>「児童及び生徒」または、「児童・生徒」の表記が良いとのご意見について、この間、文部科学省からの通知等では、「児童生徒等」と表記されており、今回、改めましたが、ご意見をもとに、一旦考えさせてもらいたいと思います。</p>
尾崎委員	<p>法規や法令等ではどのようになっているかをご確認いただけたらありがたいです。</p> <p>続けて、学校教育課に質問ですが、所掌事務の順番を変えておられますが、最初ほど重要であったり、より適切であったりという解釈をするのですが、変えられるにあたってのお考えがあれば聞かせてください。</p>
花岡学校教育課人 権教育・教科指導担	<p>整理する中で順番を変えたり、まとめたりした内容があります。</p> <p>具体的に、学校の運営に関する内容を第1号にもって来た意図としては、学</p>

当課長兼教育センター長	校全般にかかる大きなところから位置付けた方が良いという意図で変えております。
植田教育長	その他ご意見いかがでしょうか。
河田委員	<p>新設されたスポーツ・文化財振興課と文化・公民館振興課についてですが、2つの名称が非常に分かりやすくなって良いと思いました。</p> <p>規則について、これまでの生涯学習推進課や公民館の内容がそのまま移っているのか、何か大きく変わったり、追加されてるところがあれば教えていただきたいです。</p>
安田生涯学習推進課長	現在、生涯学習推進課で担っている文化関連の事務について、文化・公民館振興課に移譲するといった内容です。
神本公民館長	文化・公民館振興課では、生涯学習課からの事務と公民館の事務を一緒に進めていくこととなります。基本的に追加や変更はございません。
佃委員	<p>教育支援センターの業務内容が多岐にわたり、また、増えたことは教育大綱や教育振興基本計画の理念に合致するものとして高く評価したいと思いますが、その中で2点質問があります。</p> <p>1点は、学校教育課の5号に法定研修が残っており、教育支援センターに移管しなかった理由について。</p> <p>もう1点は、情報教育、いわゆるG I G Aスクール構想に関して、教育支援センターでやっていこうという気合いを感じるのですが、センターに移動するという事は、学校教育課から離れるということです。よくあるのは、情報の共有に遅れが出たり、学校もどっちにどう相談したらいいのか分からないとか、また、機器の管理は教育総務課や本庁と連携しなければならない等、学校現場が混乱するという事も聞くことがあるのですが、それらを防止するためにどんな工夫をしようと考えておられるのか、以上の2点を教えてください。</p>
木村教育部次長兼学校教育課長	<p>1点めの法定研修につきましては、教員を育てるという観点から、人事と絡めてやっていきたいという観点で学校教育課に残しています。</p> <p>情報教育については、私たちにも懸念がありますが、学校が混乱しないよう、教育支援センターを教育委員会事務局と同じ場所に置き、日頃からの連携を密にするとともに、種々整理しながらやっていこうと思います。</p>
板谷教育総務課長	補足といたしまして、I C T環境整備については、整備から有効活用の段階へという観点で、機器整備も含め、教育支援センターに移管いたします。

植田教育長	<p>これに伴い、専門性を持ったICT支援員も教育支援センターに異動となります。</p> <p>その他ご意見いかがでございますでしょうか。</p>
山本教育長職務代理者	<p>学校教育課の人権教育に関することですが、13号に学校の人権教育の指導助言等に関することとしてまとめられていますが、旧の規則では人権教育の企画調整、或いは人権教育の推進、啓発等と記載されており、人権教育の指導助言という項目だけで全てを含めることができるのか疑問に思います。</p>
花岡学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長	<p>以前は教育委員会に人権教育を所管する課が存在した時期がありますが、現在は学校現場における人権教育に関する指導助言に重点を置き、学校教育課で進めています。このため、現状に照らし、指導助言等として位置づけていますが、先ほどご意見をいただいた企画調整や意識啓発について、もう少し積極的な発信も検討の必要があると思いました。</p> <p>人権教育の推進につきましては、学校現場の人権教育連絡協議会が全体会を通して教員の啓発であったり、研究部会を設け、深い研究を行っている現状がありますので、そちらと連携し、企画調整については、これらの団体と、指導主事が指導助言に入りながら取り組んでいくこととなります。</p>
山本教育長職務代理者	<p>表記としては、こういう形にならざるを得ないと思いますが、例えば教育支援センターの4号に生徒指導（いじめ及び不登校等）に関することという表記がある一方、いじめの問題は人権の中でも大きな位置を占めますので、子どもたちに対する教育的な理念をどこかで持っていくべきと思います。</p> <p>確かに、対症的に指導していくことは大事ですが、一方で、そういう教育理念みたいなものの養成、育成を考えていくべきと思い、気になりましたので申し上げました。</p>
尾崎委員	<p>初歩的なことで恐縮ですが、新しい教育支援センターの事務所はどちらになりますか。</p>
木村教育部次長兼学校教育課長	<p>教育センターは現在、四條畷南小学校の横の教育相談室にありますが、指導主事の割り振りを行い、基本、教育支援センターの事務局は市役所東別館の教育委員会事務局に置くこととなります。</p>
尾崎委員	<p>事務局があるということは、実態として指導主事1人は在籍することになるということですか。</p>
木村教育部次長兼	<p>四條畷南小学校の教育支援センターに適宜出かけて行くということになり</p>

学校教育課長	ます。
尾崎委員	指導主事は1人の配属ですか。
木村教育部次長兼 学校教育課長	人数については検討中です。
尾崎委員	現状の指導主事の配置はどうなっていますか。
木村教育部次長兼 学校教育課長	現状は、教育センター長と学校教育課主任を兼ねる指導主事の2人です。
尾崎委員	兼務の指導主事2人に加え、四條畷南小学校にいらっしゃる実働部隊の方々がいらっしゃるということですね。
木村教育部次長兼 学校教育課長	お示しのとおりです。
尾崎委員	<p>先ほどもありましたが、かつては同和教育推進課があり、そこで人権教育に対応していました。</p> <p>前から思っていますが、学校教育課は非常に膨大な職務内容を抱えており、特に他市と比べると、3つぐらいの課が本市の学校教育課の中に含まれています。</p> <p>今回、教育支援センターとして機構を改革し、業務を整理されましたが、これがうまくいくかは非常に不安があります。</p> <p>例えば、教育相談については、かつて学校教育課にあったものを教育支援センターでとなりますが、実態としてそれが適当なのかが懸念されるので、特に人的配置についてはご配慮いただけたらと強く思います。</p> <p>働いてる方の勤務実態も心配になりますし、それが最終的に子どもたちの教育に影響を与えることがないように、人的配置や人事的配慮を強く要望します。</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他質疑ございませんでしょうか。</p>
河田委員	学校教育課の旧の規則に日本スポーツ振興センターに関することが書かれおり、新の規則にはありませんが、理由を教えてください。
木村教育部次長兼	スポーツ振興センターというのは、学校での怪我の補償になりますので、

<p>学校教育課長</p>	<p>この件につきましては、安全教育も含め、学校事故に包含しています。</p>
<p>河田委員</p>	<p>日本スポーツ振興センターに関してはこれまでと変わらないということですか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>お示しのとおりです。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他質疑はございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ここでお諮りいたします。 議案第6号 四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第6号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。 議案第7号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>議案第7号四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。 提案理由といたしましては、市及び教育委員会事務局の機構改革等に伴い、四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する必要が生じたため、本案を提案しました。 内容については新旧対照表を用い、主要な部分を抽出して説明させていただきます。 先ず、第2条第1項の表記について、後で説明する補助執行させる事務を追加することに伴い、田原支所長の職にある者に補助執行させるとある部分を市長の補助機関である職員に補助執行させるに改め、第5号、第6号に、教育総務課から施設再編課へと所管替えする、委員会の所管に属する公の施設の営繕に関する事及び委員会の所管に属する公の施設の再編に係る計画</p>

に関することを加えます。

また、第3号の市立小・中学校の施設使用申請事務に関することを市立小・中学校の施設使用許可及び使用料の徴収並びに還付に関することに、第4号の田原テニスコートの施設使用申請事務に関することを田原テニスコートの施設使用許可及び使用料の徴収、還付並びに減免に関することに改め、事務の内容を明確化します。

加えて、第3条の見出しを補助執行事務の協議に改め、重要又は異例に属する内容については事前に教育長と協議を行う旨の規定内容を整理し、市長の補助機関と教育委員会の間で基準等の相違が生じないようにいたします。

最後に、附則といたしまして、施行は令和4年4月1日といたく考えております。

植田教育長

ありがとうございます。

本件について、質疑等ありましたらお願いします。

(「なし」の声)

ここでお諮りいたします。

議案第7号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議がないようですので、議案第7号については、原案のとおり可決することに決しました。

植田教育長

それでは、次に移ります。

議案第8号 四條畷市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明を願います。

板谷教育総務課長

議案第8号四條畷市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。

提案理由といたしましては、教育委員会事務局の機構改革に伴い、四條畷市教育委員会文書規程の一部を改正する必要があるため、本案を提案しました。

新旧対照表をご覧ください。改正内容は、機構改革後の課名に合わせるた

<p>植田教育長</p>	<p>め、別表の課名と文書記号を改めるものです。 施行は令和4年4月1日といたく考えております。</p> <p>本件について、質疑等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ここでお諮りいたします。 議案第8号 四條畷市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第8号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。 議案第9号 四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>議案第9号四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。</p> <p>提案理由といたしましては、教育委員会事務局の機構改革に伴い、四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する必要性が生じたため、本案を提案しました。</p> <p>内容は新旧対照表を用い、主要な部分を抽出して説明させていただきます。</p> <p>まず、別表第1の共通専決事項について、(19)、(20)として行政財産の目的外使用許可及び使用料の減免に関することを部長専決として追加し、専決者を整理、明確化します。</p> <p>次に、別表第2の個別専決事項について、まず、教育総務課に関する事項として、機構改革により市長部局の補助執行となる学校園の営繕に関することを削除し、令和4年度施行の教育振興基本計画の調査・研究、立案及び調整に関すること及び進行管理の調整に関することを課長専決で追加し、且つ、現状の事務の実態に応じた整理を行います。</p> <p>次に、学校教育課に関する事項としては、課名を改め、新たな体制を構築する教育支援センターとの役割分担に加え、現状の事務の実態に応じた整理</p>

	<p>を行います。</p> <p>具体には、教育研究及び研修に関することを教育支援センターへ、支援教育に関することを学校教育課へ移動します。</p> <p>次に、生涯学習推進課に関する事項については、機構改革に伴う課の再編により削除のうえ、スポーツ・文化財振興課及び文化・公民館振興課の事項を追加し、生涯学習推進課で規定していた内容を整理します。</p> <p>具体には、文化財及びスポーツ推進に関することをスポーツ・文化財振興課の事項へ、文化振興及び後にご説明します、公民館処務規則に規定する館長の専決事項を文化・公民館振興課の事項へと移動させます。</p> <p>また、スポーツ・文化財振興課の事項に（１）として、文化財の保存活用に関することの区分を追加します。</p> <p>その他、各課に関する事項について、必要に応じた表記の修正を行っています。</p> <p>なお、施行は令和４年４月１日といたしております。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ありましたらお願いします。</p>
山本教育長職務代理者	<p>教育総務課に関する専決事項のところですが、２の予算及び施策の調整に関する部長専決を外した理由を教えてください。</p>
植田教育長	<p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p><休憩></p>
植田教育長	<p>それでは再開いたします。</p>
板谷教育総務課長	<p>予算及び施策の調整に関することが教育総務課の専決事項から省かれているという部分について、業務の実態といたしまして、教育総務課が部内の取りまとめをしているという状況でございますので、削除いたしました。</p> <p>部内の均衡を図るための取りまとめについては、従来通り、教育部長が担うこととなります。</p>
植田教育長	<p>その他、質疑等ありましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第９号 四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程の</p>

制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議がないようですので、議案第9号については、原案のとおり可決することに決しました。

植田教育長

それでは、次に移ります。

議案第10号 四條畷市立公民館処務規則を廃止する規則の制定についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明を願います。

神本公民館長

議案第10号 四條畷市立公民館処務規則を廃止する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。

提案理由としましては、令和4年4月1日付け機構改革において、公民館事務が文化・公民館振興課へ移管することに伴い、四條畷市立公民館処務規則を廃止するため、本案を提案しました。

本日、ご可決いただきました議案第6号四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則及び議案第9号四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規則との重複計上により、本処務規則を廃止します。

参考まで、文化・公民館振興課は生涯学習推進課の文化振興などの一部事務及び公民館事務を所掌し、文化・公民館活動の振興拠点として市民総合センター内に事務所を置き、事業を推進することとなります。

なお、この規則の廃止は、令和4年4月1日といたく、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

植田教育長

本件について、質疑等ありましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

ここでお諮りいたします。

議案第10号 四條畷市立公民館処務規則を廃止する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第10号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第11号 令和4年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>議案第11号令和4年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理について、教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、議決を求めます。</p> <p>提案理由といたしましては、令和4年3月に予定されている令和4年度教育委員会事務局職員の課長級以上の人事内示について、教育長をして臨時に代理したく、本案を提案します。</p> <p>なお、本案件については、教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、その臨時に代理した事務の結果を速やかに報告する必要があることから、臨時に代理した後の委員会において報告を予定しております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第11号 令和4年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第11号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第12号 令和4年度学校管理職人事の内申についてを議題といたします。</p> <p>なお、本案については人事案件でございますので、四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき、秘密会にしたいと思っておりますが、委員の皆さま異議はございますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、本案件については秘密会といたします。関係職</p>

